

議 事 録

第 7 回 定 例 総 会

令和6年2月8日

太田市農業委員会第7回定例総会議事録

開会日時 令和6年2月8日(木) 午後2時
 閉会日時 令和6年2月8日(木) 午後2時43分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人) 1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男
 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫
 9 齋藤 森雄 10 木村 克己 11 高木 勝 12 清水 由紀江
 13 中村 幸江 14 内田 達夫 15 小磯 典夫 16 石原 康男
 17 室田 道博 18 永井 幸二 19 片亀 昌子

欠席委員
 (0人)

出席職員 (8人) 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目係長
 大澤主任 町田主任 松井主任 大崎主任

会議に付した事項 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

協議事項 令和6年度太田市農業委員会日程(案)について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第7回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はいらっしゃいません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、15番 小磯典夫委員 と 16番 石原康男委員 のお二人
にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の町田主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において訂正はございません。

5 議事顚末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法関係許可取消願について会長宛てに1件提出されております。

1番、新田市野倉町の土地について、農機具の収納庫及び堆肥舎用地として利用しておりましたが、申請地を農地として売却するため、許可を取り消すものです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員

まず、番号1番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果を報告します。

農機具の収納庫及び堆肥舎用地として許可を得て利用していた農地なのですが、これを農地として売却するため、農地に復元し、許可を取り消すものです。

現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、取消相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議長

続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛て

にあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は7件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。

1番 台之郷町の土地 田 2,253 m² 外1筆 計 3,553 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大し経営の安定化を図りたい。

2番 宝町の土地 田 763 m²、弟が相続した土地だが、管理ができないとの申し出があったため、所有する隣接地と一体で畑として活用したい。

3番 亀岡町の土地 畑 542 m²、製造業を営んでおり、営農型太陽光発電設備を設置し、再生エネルギーにより電力確保を行いながら、農作業の自動化のための実験を行いたい。

4番 新田市野倉町の土地 畑 8,877 m² 外2筆 計 11,603 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

5番 新田花香塚町の土地 畑 593 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

6番 新田権右衛門町の土地 畑 902 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

7番 新田多村新田町の土地 畑 4,042 m² 外1筆 計 7,777 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

番号1番、2番、4番から7番につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、3番の営農型太陽光発電設備設置に伴う区分地上権の設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

なお、番号3番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り、許可するものとされております。

また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するも

のといたします。

それでは、番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13 番 委 員

番号1番について、ご報告いたします。

譲受人は譲渡人より、所有農地を手放したい旨、相談を受け、譲受人の長男が本格的に農業に取り組みたいとのことから、経営の安定を図るため、申請地を取得するものです。農業機械はみんなそろっているで、規模を拡大しても問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、第1地区協議会についても関連がありますので、併せて報告願います。

16 番 委員

では、最初に報告します。

当該地は宝町の市営住宅のすぐ近くなのですが、売買関係、譲渡人は弟さんで、譲受人はお姉さんです。実家がすぐ近くにありますが、弟さんが東京のほうに住んでいるので管理できないということで、お姉さんに3条で売買をする、そういう形です。買い受けをいたしましたお姉さんについては、長男が今、メロン栽培等をしていますので、隣接の土地を持っているんですが、一体としてビニールハウスを建てて、そこでメロン栽培をしたいというふうな計画でございます。

現状については、3条で農地の売買ですので、問題ありません。そういうことで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第3地区で

		は許可相当という結論を得ましたので、再度のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
7 番 委 員		第 1 地区の調査結果を報告します。 現地を見た結果、農地のままなので、周辺農地への支障もなく、問題ないと確認しました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長		ただいま、第 3 地区協議会及び第 1 地区協議会より番号 2 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員		なし。
議 長		ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号 2 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議 長		全員賛成でありますので、番号 2 番を許可とすることに決定いたします。
議 長		続いて、番号 4 番から 6 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
10 番 委 員		番号 4 番から 6 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。 番号 4 番から 6 番については、経営規模拡大を目的としており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断しました。 いずれの申請も、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長		ただいま、第 5 地区協議会より番号 4 番から 6 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員		なし。
議 長		ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号 4 番から 6 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議 長		全員賛成でありますので、番号 4 番から 6 番を許可とすることに決定いたします。

議 長	続いて、番号7番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。
17 番 委 員	記載のとおり、申請理由のところにありますように、経営規模を拡大したいということでございます。周辺農地への支障、問題もないと判断しまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、地区協議会においては許可相当と判断したところであります。以上です。
10 番 委 員	農地性について報告いたします。 番号7番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、第6地区協議会及び第5地区協議会より番号7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議 長	全員賛成でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたします。
議 長	続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は3件です。 事務局より、提案をお願いします。
事 務 局	提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。 1番 脇屋町の土地 1,519 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。 太陽光発電設備用地として転用するものです。 2番 吉沢町の土地 770 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として

敷地拡張するものです。

3番 藪塚町の土地 115 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 1番について報告します。
番号1番と議案第4号1番と同じ場所なんですけれども、現地を確認した結果、ほかの農地に支障がないことが確認されましたので、許可相当と意見決定しました。
再度審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 18番より説明いたします。
この案件は、農家住宅用地として申請が出ております。申請理由につきましては、農地法の許可を得ずに、自宅への進入路及び倉庫として使用していたことが判明したということで、是正したいということで

始末書を添付してあります。

現地を確認したところ、周囲は住宅で、許可基準から見た判断は全て適当、あるいは問題なしということで、地区協議会におきましては許可相当と決定しましたので、再度審議をお願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 これは50年前から、出入り口と、駐車場として使用していましたが、是正願が出ております。

現地調査したところ問題なく、地区協議会としては許可相当と判断しましたので、再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

18番委員 これは始末書は添付してあるんですか。それを説明してください。

11番委員 あります。

18番委員 始末書を添付してあるそうですから、確認を取ったので、いいです。

議長 それ以外の意見もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛て

にあったので、審議を求めます。
提出件数は16件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数16件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新道町の土地 1,016 の内 84 m²、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電設備用地として転用するものです。

2番 藤阿久町の土地 325 m² 外3筆 計 2,702 m²、農地区分 第二種、太陽光発電所用地として転用するものです。

3番 由良町の土地 333 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 上小林町の土地 318 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 上小林町の土地 89 m² 外1筆 計 206 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 上小林町の土地 365 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 安良岡町の土地 356 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

8番 東今泉町の土地 39 m² 外1筆 計 158 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

9番 新野町の土地 2,286 m²、農地区分 第二種、社会福祉施設用地として転用するものです。

10番 大鷲町の土地 633 m² 外1筆 計 978 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

11番 大鷲町の土地 621 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

12番 亀岡町の土地 542 の内 0.108 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

13 番 新田木崎町の土地 340 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14 番 新田上中町の土地 199 m²、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の 2 分の 1 以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するものです。

15 番 大原町の土地 22 m²、農地区分 第二種、通路用地として転用するものです。

16 番 大原町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号 1 番から 3 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7 番 委員 番号 1 番、2 番、3 番について調査結果を報告します。
現地調査をした結果、ほかの農地に支障がないことが確認されましたので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第 1 地区協議会より番号 1 番から 3 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 1 番から 3 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 1 番から 3 番を許可とすることに決定

いたします。

議長 続いて、番号4番から8番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 番号4番、5番は、いずれも申請地を取得して、一般住宅を建築するものです。

番号6番は、申請地を父より借りて、娘家族が一般住宅を建築するものです。現地確認をしたところ、いずれも周辺への支障もなく、3面側溝もあり、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3番委員 続きまして、番号7番を報告します。

売主と買主が兄弟で、弟が障がい者支援施設を営んでおり、駐車場が不足しているので、土地を取得して露天駐車場をつくるという案件です。

現地調査をしたところ、周辺農地に影響はないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

18番委員 番号8番を説明いたします。

転用の目的は、露天駐車場用地ということで出ておりまして、申請理由は、調査をしたところ、農地法の許可を得ずに、職員駐車場として使用していたことが判明したため、是正を行いたいということで出ております。

周辺の状況は、ほぼ駐車場として使用されておりまして、許可基準から見た判断は適当ですけれども、一応、始末書を添付しまして、地区協議会では許可相当といたしました。

ただ、その後、車がちょっと置いてありましたので、農業委員会事務局で再度注意をしておられまして、私のほうで確認して、農業委員会事務局の言うことをちゃんとよく聞いておりまして、だから、許可基準として見て、許可相当として決定しましたので、よろしくお願い致します。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号4番から8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

		番号4番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号4番から8番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号9番から11番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
5番委員		番号9番について報告します。 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は介護事業を営んでおり、申請地を取得して、多機能型居宅介護施設を建築するものです。 現地を確認したところ、隣地には介護施設と住宅があり、周辺は農地がないので、問題ない、許可相当と意見決定いたしました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
16番委員		引き続き、番号10番、11番を申し上げます。 この2件については同様の案件ですので、同時に説明をしたいと思います。 場所については、大鷲町の住宅内の土地です。太陽光パネル設置の用地ということですが、周辺の農地がもう既に太陽光が設置されておりますので、それと同様にすることですので、他の農地に対する支障は何もございません。 ちなみに、太陽光設置に対する誓約書であるとか、管理状況の書類も提出されておりますので、第3地区においては何の問題もないという許可相当の結論が出ていますので、再度のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	ただいま、第3地区協議会より番号9番から11番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号9番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号9番から11番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号12番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、議案第2号番号3番の農地法第3条の区分地上権についても併せて報告願います。

8番委員 第4地区から発表します。
番号12番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
営農型太陽光発電設備用地として、一時転用で、1回目の申請です。申請人は機械製造業を営む法人であり、下部農地の営農者の協力を得て、申請地で農業の自動化を目的とした農業機械に関わる実験を行うため、太陽光発電設備を設置するものです。この設備で発電した電力は、使用する農業用機械の電力を賄うために使用するため、売電は行わず、電線の接続も行いません。
下部農地の営農者は土地所有者で、ハウレンソウ、大和芋の作付を予定しております。今回の太陽光発電設備は小規模であり、それぞれの作物の作付面積は、約30㎡です。土地所有者は、それぞれの作物の栽培経験があり、本申請地で大和芋の栽培実績もあります。土地所有者は77歳ですが、これまで所有者と一緒に農業を行っていた同一世帯の49歳の子が今後も一緒に農業を行うため、労働力には問題ありません。営農型の下部での、耕作は初めてですが、営農型太陽光設備の設置による影響については、知見を有するものから、技術指導を受けることで対応可能とのことです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、適正な営農が見込まれることから、許可相当と意見決定しました。
また、議案第2号3番の区分地上権の設定については、今回の営農型設備が許可されたことに伴う設定のため、そちらの申請も併せて許可相当と意見決定しました。
再度審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号12番及び議案第2号番号3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

17番委員 今の説明の中で、申請理由にもあるんですけども、農作業の自動化のための実験、農作業の自動化というのは具体的にはどのようなことをやるのか、分かる範囲でいいんですけども、お聞きできればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

事務局から説明させていただきます。借受人さんから計画で出ているのが、まず散水の機械です。太陽光の電力を使って自動で散水できるような機械を設置するのと、あとは除草のロボットです。これは一般的にもあるんですけども、それも買ったものと自社でつくったものの比較をするために除草のロボットも走らせるというのと、あと、監視のロボットです。ウェブカメラを常時つけておくのと、自動で手元の端末で動かせる、走行できる監視のロボットというのがあるので、その実験です。あとは、栽培とか運搬もやりたいということなので、ハウレンソウの摘み取りと、摘み取りの機械は今、世の中に幾つか出ているんですけども、掘るというのがなかなかないので、大和芋を使って、掘るのも自動でできるのかというのを実験したいということでした。

17 番 委 員

分かりました。ありがとうございます。

5 番 委 員

ちょっと確認したいんですけども、作物で、今まで大和芋なんて太陽光の下でやったことはあるんですか、あのつるはどうするの。太陽光の高さは分からないけれども、普通に大和芋ということを考えると、あのつるは当然太陽光に巻き付いてくる気がするんですけども、そんなに高くやると思わないので、低いとなると、ハウレンソウも作物として日が当たらないのにできるのか、できないのか、そこもちょっと疑問なんですけれども、できると言われればそれまでなんですけれども。ただ、大和芋に関してはどういう形でやるのか知らないけれども、普通に考えると、あのつるが太陽光に巻き付く可能性はどうなのかなと疑問に思ったんですけども、その辺はどうなのかなと。今までやった実績があるんだとすれば分かるんですけども。

8 番 委 員

太陽光発電の下で、ハウレンソウは確実にできますけれども、大和芋の場合はつるがはびこってしょうがないんじゃないかなということなんですけれども、大和芋のつるは手をくれるというか、昔から使っていますグラスファイバーの弓をつるの出るところにはわせるというか、弓をつけて、アーチ形にすることで、大和芋のつるはどこにも行かないことになります。だから、多分、太陽光発電の支柱のそばには植えないと思うんですけども、それなりに離れたところで手をくれていけば、つるはどこにも行きません。そんな状態です。

事務局

事務局のほうからも、図面で高さが2 m以上と予定はしているので、さっき説明でもあったんですけども、今回、面積がそれぞれ30 m²ぐらいなんです。太陽光発電の面積自体が物すごく狭くて、本当に実験用だけの太陽光発電なので、その30 m²に対して、太陽光発電に影響が

ないように、営農者が大和芋の経験がある方なので、さっき8番委員が言ったように、対策をしてやっていくということでしたので、問題ないかと思います。

5 番 委 員

基本的には、要するに営農型は販売が目的なので、そうすると、それだけの面積で販売能力はないよね。ということは、あくまでも試験みたいな形で今回やるみたいな形なんだけれども、そういう理解でいいのかな。

事 務 局

そうです。ここは 542 m²あって、下部以外のところは通常どおり営農するんですけれども、この下部に対しては、売れるような作物というのは、もしかしたら、この状況だと作れないと思うんですが、ただ、単収が通常的面積、普通の太陽光がない状態に比べて8割が取れば、見込みがあれば営農型太陽光の申請は可能なので、他のちゃんとしたものより品質は多少劣ってしまうかもしれないんですけれども、著しい劣化の恐れがなく、作れば可能というものになっていますので、それで許可相当と判断されています。

18 番 委 員

作物がハウレンソウと大和芋ということで申請してありますけれども、大和芋は5月から、12月ぐらいからずっと取れますよね。では、ハウレンソウはその後にくんですか。

8 番 委 員

ただ、出ている書類から見ますと、30 m²の中で交互に作るとかということで、全部が 30 m²で作るのではなくて、ハウレンソウが 30 m²の中の一部、大和芋が 30 m²の中の一部。

18 番 委 員

これは出すときに、形上は分かるよ。だったら、ハウレンソウを作るんだと出せば通るんだよな。

あとは先ほど質問が出たシステム、再生可能エネルギーの電力を確保しながら農作業の自動化、こんなのは営農型太陽光は要らないんだ、書かれたって。要するに、営農型太陽光というのは農業生産と発電を両立する仕組みで申請するわけですから、一応そういうことで営農型太陽光を設置したいと。それで作物はハウレンソウ、大和芋と欲をかって出していますけれども、だから、そういう体系にすると、こんな小さい 30 m²ぐらいで、何をやっているのかなと思うんですよ。

だから、その書き方で、いい加減に、何でも農業委員会で通っちゃうとなるから、一応その辺はよく相談に乗ってやって、だから、余分なことを書かないほうがいい、これは難しいね。だって、農業生産と発電を両立する仕組みが営農型太陽光だから、下はハウレンソウ、大和芋と出していますから、それでオーケーなんですよ。このシステム化というのは、この会社がどのぐらいの研究費を使うか分からないけれども、そ

それはそういうことでやればいいので、だから、こういうことを書いてあるから、あれ、なんだろうなという質問が出ちゃうと思います。以上です。

議長 それ以外にご意見はございますか。
この件は、今、18 番委員からもご意見をいただいたように、ある程度、相手方に助言することが可能であれば助言をして、無理に難しい品目を選定すること自体にならないような感じで営農型をやっていただきたいと思います。
あと、書き方は、ある程度丁寧に書いていただくということで、この案件を通すために書くというのではなくて、ある程度丁寧に書いていただくということで、以上にしたいと思います。
それでは、ご意見等なければ、これで採決いたします。
番号12 番及び議案第2 号番号3 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号12 番及び議案第2 号番号3 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号13 番及び14 番について、第5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15 番 委 員 番号13 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果をご報告いたします。

番号13 番は、一般住宅の建築を目的とした転用事案です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それから、住宅地の中に残っている農地が住宅になるという感じで、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

10 番 委 員 続きまして、番号14 番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。

譲受人は隣接地で解体業を営んでおり、敷地が手狭なため、申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許

可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号13番及び14番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号13番及び14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号13番及び14番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号15番及び16番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号15番ですけれども、議案書の転用目的のところにも記載させてございますけれども、幅が約1m内外、長さが20mぐらいの農地を隣接する市道の拡幅として転用して、奥への進入路の確保をしたいという内容でございます。

番号16番でございますけれども、これは義理の息子さんがお父さんから農地を借り受けまして、そこに住宅を建てたいという内容でございます。

当地は、南北を道路に挟まれまして、東側を住宅に挟まれる3辺が閉塞のような農地でございますので、現地調査をしたところ、地区協議会としては許可相当ということで判断されました。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号15番及び16番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号15番及び16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号15番及び16番を許可とすることに決定いたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。

次に、報告第1号から第4号について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、11 ページに記載のとおり、2件提出されております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について、12 ページから 15 ページに記載のとおり、21 件提出されております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、16 ページから 18 ページに記載のとおり、13 件提出されております。

報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、19 ページから 24 ページまで記載のとおり、19 件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議 長
委 員
議 長

報告第1号から第4号につきまして、ご質問等ございますか。

なし。

ご質問等もないようですので、続きまして、協議事項、令和6年度太田市農業委員会日程（案）について決定を求めます。

事務局より提案をお願いします。

事務局

では、令和6年度太田市農業委員会日程（案）について説明をさせていただきます。

別紙資料1をご覧ください。来年度におきましても、本年度と同様、地区協議会及び定例総会を設置いたしまして、日程案のとおり審議を進めてまいりたいと考えております。

定例総会につきましては、午後2時から新田庁舎2階特別会議室にて、地区協議会につきましては、第1、第2、第3地区は午前10時から、第4、第5地区は午後1時30分から、第6地区は午後2時30分から各行政センター等で予定をしております。

また、表の右側になりますその他行事等になりますけれども、4月26日に定期総会、8月28日に農業委員会地区別研修会、9月2日に農地パトロール及び農業者年金の説明会をそれぞれ予定しております。

それぞれの会議等につきましては、別途、通知等を差し上げますので、そちらでご確認いただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より提案がありました令和6年度太田市農業委員会
日程（案）について、ご意見、ご質問等ございますか。

16 番 委 員 その他行事の関係で、時間、もしくは午前、午後の行事の開催が分かり
ましたら、教えていただけますか。

事 務 局 おおまかな予定になりますけれども、4月の定期総会については、午
後、夕方の時刻になるかと思われます。例年ですと、この定期総会が終
了した後に懇親会を行っておりますので、恐らく来年度についても同
様の開催内容になるかと思われます。

また、8月の地区別研修会は、伊勢崎市文化会館になりますけれども、
こちらは例年、午後の開催です。

また、9月の農地パトロール、農業者年金説明会は、今のところ午前10
時頃の予定となっております。また詳細等が決まりましたら、早めに
通知等でお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 よろしいですか。

委 員 なし。

議 長 それでは、令和6年度太田市農業委員会日程について、事務局の提案
のとおり決定いたします。

議 長 以上で第7回定例総会を終了します。

閉 会 令和6年2月8日（木） 午後2時43分